

様式2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	国立研究開発法人土木研究所				
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第四期）			
	中長期目標期間	平成28～令和3年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	国土交通大臣				
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課長 森戸 義貴		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也		
主務大臣	農林水産大臣 「持続可能で活力ある社会の実現への貢献」の一部について、国土交通大臣と農林水産大臣が共同で担当。				
法人所管部局	農林水産技術会議事務局	担当課、責任者	研究企画課長 山田 広明		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎		
3. 評価の実施に関する事項					
・理事長・監事ヒアリング：令和2年7月29日					
・研究開発に関する審議会からの意見聴取：令和2年7月20日（農林水産省）、令和2年7月29日（国土交通省）					
4. その他評価に関する重要事項					
・特になし					

様式2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定														
評定 (S、A、B、C, D)	A	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度							
		B	A	A	A									
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」（平成31年3月12日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（令和2年7月3日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均（以下算定式のとおり。）に最も近い評定である「A」評定とする。</p> <p>【項目別評定の算術平均】</p> <p>算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い3項目（研究開発の成果の最大化そのほかの業務の質の向上に関する事項）については加重を2倍とする。</p> $\{A\ 4\text{点} \times 3\text{項目} \times 2 + (B\ 3\text{点} \times 3\text{項目}) \times 1\} \div (3\text{項目} \times 2 + 3\text{項目}) = 3.66$ <p>⇒加重後の算術平均に最も近い評定は「A」評定である。</p>													
2. 法人全体に対する評価														
<p>法人全体として、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を策定したこと、「プレキャストコンクリートの再生粗骨材Mの有効利用に係わるガイドライン（案）」を取りまとめたこと、また、令和元年東日本台風（台風第19号）による堤防決壊箇所等の復旧に関する技術的支援を実施したことなど、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出が認められた。なお、重大な業務運営上の課題はなかった。</p>														
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等														
特段の課題はなし。														
4. その他事項														
研究開発に関する審議会の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の経年データ等については、必ずしも成果が順調ではないにも係わらず、それに対する原因分析及び対処の取組みが活発とは言えないため、改善する必要がある。 ・世界的な業績と言えるような研究開発成果を創出することを目指し、中長期的な戦略性を持って研究を展開していただきたい。 ・無人化施工機械に対するHMD+VRシステムの実装は、ポスト・コロナ時代に有用なものであると考えられ、こうした研究開発をさらに展開されるよう期待する。 ・モニタリングや観測技術の発展に伴い、社会資本に関する情報は今後ますます蓄積されていくので、これらを現場での維持管理・施工に活用できるような研究開発を期待する。 													
監事の主な意見	特になし													

様式 2-1-3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																	
1 (1)	安全・安心な社会の実現への貢献																
関連する政策・施策	4.1. 技術研究開発を推進する					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条										
当該項目の重要度、難易度	重要度:高、優先度:高					関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4.3.4, 4.3.5										
2. 主要な経年データ																	
主な参考指標情報 太字は評価指標																	
	基準値等	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度										
成果・取組が国の方針や社会ニーズと適合しているか	B	A	A	S	A												
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	S	A	A												
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	S	S	A												
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A	A												
共同研究参加者数	60者	55	65	57	48												
技術的支援件数	1160件	1178	801	1142	490												
査読付論文の発表数	140件	138	89	92	124												
講演会等の来場者数	1240人	1494	1374	1299	1296												
一般公開開催数	5回	5	5	5	5												
海外への派遣依頼	70件	71	40	25	21												
研修受講者数	210人	223	189	157	197												
修士・博士修了者数	10人	16	8	16	9												
研究協力協定数	—	9	2	8	11												
交流研究員受入人数	—	27	24	26	18												
競争的資金等の獲得件数	—	28	22	26	26												
災害派遣数	—	279	40	125	66												
講演会等の開催数	—	4	4	4	4												
技術展示等出展件数	—	13	16	18	17												
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491	3366												
ICHARMのNewsLetter発行回数	—	4	4	4	4												

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や未来投資戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果す。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、次の1.～3.に取り組むものとする。その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要な技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまつりによる研究開発に取り組む。併せて、研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図る。 1. 安全・安心な社会の実現への貢献 國が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水災害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪水災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 2. 長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 國が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が國の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上の課題解決に必要となる基礎的、先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 3. 地域支援機能の強化を行い、地方公共団体等からの要請に基づき、技術者の育成を図り、技術移転を行ふとともに、地方整備局等の各技術分野の専門技術者とのネットワークを活用して、電子メールでの発信や会議の開催等により、関連する等により、技術指導を積極的に展開する。また、技術の指導を通じて得られた土木技術に関する知見をデータベースに蓄積し、活用する。また、国土交通省が進める公共工事等における新技術活用システムに対し、制度の適切な運用や改善に向けた支援を行うとともに、国土交通省の地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に職員を参考させ、さらに、土研内に組織した新技術活用評価委員会において地方整備局等から依頼される技術の成立性等の確認を行うこと等により積極的に貢献する。 4. 研究開発等を行うものとする。 （1）顕在化・極端化してきた自然現象 極端な雨の降り方が顕在化している中、施設の能力を上回る災害に対する減災対策、氾濫が発生した場合にも被害を軽減するための対策等に資するため、近年顕在化・極端化してきた水災害に対応した防災施設に関する研究開発、及び突發的な自然現象による土砂災害の防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。 （2）巨大地震、津波、南海トラフの巨大地震、首都直下地震等、大規模地震発生の切迫性が指摘される中、人命の保護、重要機能の維持、被害の最小化等に資するため、インフラ施設の巨大地震・津波に対するレジilエンス強化のための耐震技術に関する研究開発等を行うものとする。 （3）積雪寒冷環境下における雪水災害 暴風雪の激甚化、異例の降雪等が発生している中、今後、更に頻発・激甚化することが懸念されることから、冬季の安全・安心の確保に資するため、積雪寒冷環境下における雪水災害に対する防災・減災に關する研究開発等の技術的課題の解決のため、国土交通省が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定に反映させるため、国等による技術基準及び関連資料の策定へ積極的に参画する。さらに、国、地	<ul style="list-style-type: none"> ・成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか ・成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか ・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか 	<p><主要な業務実績></p> <p>○研究開発プログラム(1)近年顕在化・極端化してきた水災害に対する防災施設設計技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ①侵食等に対する河川堤防等の評価・強化技術の開発、 ②浸透に対する堤防の安全性評価技術、調査技術の開発、 ③津波が構造物に与える影響の評価及び設計法の開発、④気候変動に伴う海象変化に対応した技術の開発に取り組んだ。(P8-9) <p>・背水区間における河道条件と自流量の大きさが破堤拡幅現象に与える影響を検討し、これらの条件ごとに異なる対策が必要になることを明らかにした。検討結果は国土交通省の「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」(H31.1.29)の促進に貢献。(P9)</p> <p>・国土交通省からの要請を受け、令和元年台風第19号による堤防決壊箇所等に土木研究所職員を現地に派遣し、被災状況の確認を実施。また、被災原因の究明と復旧工法等の検討のための東北地方整備局、関東地方整備局及び北陸地方整備局が設置したそれぞれの堤防調査委員会(鳴瀬川水系吉田川・阿武隈川・荒川水系越辺川及び都幾川・那珂川・久慈川・千曲川)に、堤防に関する専門家として参画し、復旧に関する技術的支援を行った。(P26)</p> <p>・急流河川において、洪水時の水面波(三角波)発生の際の上昇流の影響を受けにくい河川護岸ブロック形状を検討し、ブロックの安定性評価の補正方法を開発した。これにより、堤防周辺の護岸のめくれ上がり等による被災リスクの低減が可能となった。(P41)</p> <p>○研究開発プログラム(2)国内外で頻発、激甚化する水災害に対するリスクマネジメント支援技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ①洪水予測並びに長期の水収支解析の精度を向上させる技術・モデルの開発、②様々な自然・地域特性における水災害ハザードの分析技術の適用による水災害リスク評価手法及び防災効果指標の開発、③防災・減災活動を支援するための、効果的な防災・災害情報の創出・活用及び伝達手法の構築に取り組んだ。(P10-11) <p>・洪水再現シミュレーションとVR(バーチャルリアリティ)技術を結合させた洪水体験コンテンツを開発するとともに、開発したコンテンツによる洪水疑似体験効果の確認や避難行動に関する地区ワークショップの計画等実施した。(P11)</p> <p>・風水害事例を収集し、防災担当職員が災害対応の中で「困る・焦る・戸惑う・迷う・悩む」などの状況に陥る事例を抽出し、データベース化した。さらに、水害対応ヒヤリ・ハット事例集を令和2年6月に公開した。(P11)</p> <p>・千穐が深刻なブラジル北東域(特にセ阿拉州)を対象にCLVDASモデルと人工衛星データ等を適用し、1kmの解像度で土壤水分量及び農作物の生育状況(LAI)をリアルタイムに監視するとともに、概ね3ヶ月先まで予測することができるシステムを開発。(P49)</p> <p>○研究開発プログラム(3)突發的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ①突發的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突發的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性 	<p><評定と根拠></p> <p>評定:A</p> <p>土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。</p> <p>○成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 多くの住民が洪水の危険性を認識できないことにより、逃げ遅れが発生し犠牲者が生じる問題に対して、VRによる疑似洪水空間で洪水を実感できるようにし、避難訓練等で活用することにより、逃げ遅れによる人的被害を軽減する道が開かれた。 ・人工衛星SARで得た情報から降灰範囲とその堆積厚を迅速に推定する手法の開発し、阿蘇山噴火で検証を行い良好な結果を得た。これまでには、上空からのヘリ調査や、地上からの人手による調査が中心で、悪天候下では調査が不可能であったが、今回の開発技術ができたことで、広範囲(約20km²)を短時間(1時間程度)で解析できるようになり、一般市民の安全な避難につながるなど、人的被害の最小化に貢献。 ○成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 令和元年台風19号で被災した河川堤防等の復旧に際して、被災原因を特定し、被災原因と現地の地形条件の変化を踏まえ、越流した場合であっても決壊しにくい「粘り強い河川堤防」を目指した復旧工法を指導し、地域の安全部度の向上につなげた。 ・水害が頻発する中、防災担当者のほとんどは災害対応が未経験であり、被災時の状況判断や命令の発出等の対応においてミスを犯す可能性がある。水害対応ヒヤリ・ハット事例集は、地方自治体 	<p>評定(右にS、A、B、C、Dを記入) A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下の通り、顕著な成果が認められたため、A評定とした。</p> <p>・令和元年東日本台風(台風第19号)による堤防決壊箇所等に対し、現地調査を実施し、また堤防調査委員会に堤防に関する専門家として参画し、復旧に関する技術的支援を実施した。その中でも従来の「危機管理型ハード対策」に加えて、コンクリートブロックによる表面被覆型の堤防強化等土研のノウハウを活かした効果的な復旧工法を提案し、地域の安全度の向上につなげた。</p> <p>・従来、無人化施工を行うには、災害現場などの危険地域内に外部カメラを設置する必要があり、大量の情報通信機材を設置する操作室も必要なため、現地作業の着手に時間を要している。無人化施工にHMD+VRシステムが実装可能で効果が見込めることを検証し、外部カメラや操作室が不要となることで、作業員の安全性の確保、災害現場等の速やかな現地作業着手につながることが期待される。</p> <p>・暴風雪による視程障害時の除雪車運行支援について、磁気マーカ等を用いた自車位置推定による車線走行支援とミリ波レーダによる前方障害物探知のガイドシステムを試作した。前方視界を遮断した状況において、車線内の走行や障害物手前での安全な停止が可能であることを確認し、道路交通の早期開放が期待できるため、生産性向上への貢献が期待される。</p> <p><今後の課題></p> <p>・特段の課題はなし。</p> <p><その他事項></p> <p>(国立研究開発法人審議会の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政への技術的支援」の評価軸については、通常時の技術的支援と災害への対応の両方を考慮して適切に評価すべき。 ・無人化施工機械に対するHMD+VRシステムの実装は、ポスト・コロナ時代に有用なものであると考えられ、こうした研究開発をさらに展開されるよう期待する。 		

<p>する技術の研究開発等を行うものとする。</p> <p>【重要度:高】【優先度:高】</p> <p>研究開発等に関する事項は、土研の最も重要な課題であり、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・长期的視点を踏まえた基礎的・先導的・萌芽的研究開発の実施 ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。 ・また、国土交通省、地方整備局及び北海道開発局等からの受託等に応じて、事業実施上の技術的課題の解決に取り組むものとする。 ・成果の普及 研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準等の業務に容易に活用することができるようよりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。 ・その際、国際会議も含め関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けける。 ・さらに、公開の成果発表会の開催、メディアへの見据え、技術者のみならず国民向けの情報発信を積極的に行う。また、土研の研究成果発表会、講演会等を開催し、内容を充実させ、国民との対話を促進する。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報についてより周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けける。 ・重要な研究や研究所の刊行物については、その成果をデータベース化しホームページ上で公表する。さらに、公開の成果発表会の開催、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けける。 ・無人化施工機械へHMD+VRシステムを実装。このシステムにより、無人化施工機械の遠隔操作による作業効率低下を防ぐことが可能であることを検証するとともに、現場作業全体の安全性と効率性の向上に貢献した。(P13) ・内閣府「火山防災対策会議」に参画し、「人工衛星SARで得た情報」から降灰範囲とその堆積厚を推定する手法を開発。これにより、夜間・悪天候を問わず、より広範囲を短時間に調査可能になり、1cm以上積もった降灰範囲をわずか1時間程度で推定可能となった。(P54) <p>○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 ・三角波発生時の河川護岸ブラック安定性評価の補正方法を開発し、「護岸の力学設計法」の改定等に寄与。開発した方法は、洪水時に三角波と上昇流の発生する可能性のある急流河川において、堤防周辺の護岸のめくれ上がり等による被災リスクを低減し、治水安全度向上に貢献。 ・支承取付ボルトの構造仕様や橋脚主鉄筋配置について提案し、橋梁への超過外力作用時に、損傷発生を支承部に誘導する手法の確実性を高めた。これにより、橋梁の損傷誘導設計手法が大きく進歩し、大規模地震時の橋梁の致命的損傷回避、早期応急復旧による、道路ネットワーク機能の早期回復への貢献が期待される。 <p>○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 ・無人化施工にHMD+VRシステムが実装可能で効果が見込めることが検証した。これにより、災害現場などの危険地域内に外部カメラを設置する必要がなくなるとともに、大量の情報通信機材を設置する操作室も省略可能となり、作業員の安全性の確保、災害現場等の速やかな現地作業着手につながる。 ・植生を考慮した土壤水分量解析モデル(CLVDAS)に人工衛星リモートセンシングによる地表面の水分量及び植生量の観測結果を組み込み、季節予測降水量と各種データを統合することで、農作物の生育に重要な根茎層の土壤水分量の監視と(3か月先程度の)予測が可能となった。また、これにより限りある水資源から収穫量を最大化する水利用が可能となる。本技術は観測
--

		<p>研究機関等との積極的な情報交流等を行い、他分野の技術的知見等も取り入れながら、研究開発プログラムの特性に応じた共同研究を実施するべく、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究参加者数の拡大を図る。なお、共同研究の実施にあたっては、実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定し、より質の高い成果を目指す。</p> <p>また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力については、相手機関との間での研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、外国人研究者招へい制度等の積極的な活用等により海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに、在外研究員派遣制度を活用して土研の職員を積極的に海外に派遣する。</p> <p>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行なうなどにより積極的獲得に取り組み、土研のボテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。</p> <p>政府出資金を活用した委託研究については、次の公募について検討する。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・研究成果の普及を推進しているか ・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか ・土木技術による国際貢献がなされているか ・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか 	<p>○技術の指導(P21-27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて490件の技術指導を実施した。(P3) ・令和元年台風19号等による大規模災害の被災地を中心に、28件の要請に対してのべ66人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P26) ・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。(P24) <p>○成果の普及(P28-42)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の普及を推進した結果、5件の技術基準類等に研究成果が反映された。(P28) ・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、26編の技術報告書を発刊した。(P29) ・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文124件を含む386件の論文発表を行った。(P29) ・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計1296名の来場者があった。(P32) ・一般向けた情報発信の結果、162件のマスコミ報道があった。(P35) ・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果を北海道外へ展開するため、「寒地土木研究所新技術説明会」を東北、北陸などの積雪寒冷地域の各都市(盛岡、山形、福井)で行った。(P42) <p>○土木技術を活かした国際貢献(P43-49)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化の取り組みとして、3件の国内対応委員会等に参画した。(P43) ・海外からの21件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。 ・JICA等からの要請により51カ国から197名の研修生を受け入れた。(P44) ・職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。(P45) ・水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)により、研究活動、能力育成活動、情報ネットワーク活動を通じた国際貢献を実施した。例えは、能力育成活動については、修士課程7名、博士2名に学位を授与した。(P46-47) <p>○他の研究機関等との連携等(P50-55)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は48者であった。(P50) ・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに11件の連携協力協定を締結した。(P50-51) ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに10件の競争的資金を獲得し、SIPを含む26件の研究を実施した。(P52) 	<p>・試作した除雪車の車線走行支援と前方障害物検知のガイダンスシステムにより、暴風雪による通行止めを伴う視程障害時においても、安全・迅速に除雪作業が可能となり、道路交通の早期開放が期待できるため、生産性向上への貢献が期待される。</p> <p>○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的支援件数は、490件であり、基準値である1160件の約42%となった。 <p>○研究成果の普及を推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査読付論文の発表数は、124件であり、基準値である140件の約89%となった。 <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の来場者数は、1296人であり、基準値である1240人の約105%を達成した。 ・一般公開開催数は、5回であり、基準値である5回を達成した。 <p>○土木技術による国際貢献がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外への派遣依頼は、21件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である70件の約30%となった。 ・研修受講者数は、197人であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である210人を概ね達成した(94%)。 ・修士・博士修了者数は、9人(修士7、博士2)であり、基準値である10人を概ね達成した(90%)。 <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究参加者数は、48者であり、基準値である60者の約80%となった。
--	--	--	--	--	--

				<課題と対応> 令和2年度以降も引き続き、安全・安心な社会の実現への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

決算額が予算額に対して大幅に増加した理由は、技術研究開発費補助金があったためである。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1 (2)	社会資本の戦略的な維持管理・更新への貢献												
関連する政策・施策	4.1. 技術研究開発を推進する				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条							
当該項目の重要度、難易度	重要度:高、優先度:高				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4.3.4, 4.3.5							
2. 主要な経年データ													
主な参考指標情報 太字は評価指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度						
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B	A	S	A			予算額（千円）	2,706,946				
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	A	A	A			決算額（千円）	2,331,890				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	A	A	A			経常費用（千円）	2,000,085				
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A	A			経常利益（千円）	5,164				
共同研究参加者数	120者	121	171	210	183			行政サービス実施コスト（千円）	2,211,522				
技術的支援件数	680件	441	541	755	351			従事人員数（人）	431の内数				
査読付論文の発表数	80件	116	67	69	84				440の内数				
講演会等の来場者数	1240人	1494	1374	1299	1296				442の内数				
一般公開開催数	5回	5	5	5	5				437の内数				
海外への派遣依頼	10件	8	11	9	5								
研修受講者数	220人	225	263	152	167								
研究協力協定数	—	9	2	8	11								
交流研究員受入人数	—	25	25	25	22								
競争的資金等の獲得件数	—	15	10	11	4								
災害派遣数	—	0	0	7	18								
講演会等の開催数	—	4	4	4	4								
技術展示等出展件数	—	13	16	18	17								
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491	3366								

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<p>※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点を踏まえた基礎的・先導的・萌芽的研究開発の実施 ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決が必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。 ・政府出資による研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。 ・国際会議も含め関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、成果発表会、メディアへの発表等を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けるものとする。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表する。 ・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実化を図る。また、積雪寒冷環境等に対する研究開発の成果について、全国開発を進める。さらに、出資を活用し、民間の見知等を生かした研究開発成果の普及を推進する体制を構築する。 ・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行ふことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実化を図る。 ・他の研究機関等との連携等 大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究等の実施、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施や人の交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間企業、民間研究機関等との適切な連携を図り、他の技術的見知等を取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。 	<p>・成果の普及</p> <p>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用することができるよう土木研究所報告、土木研究所資料をはじめとする各種の資料や出版物としてとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進する。</p> <p>また、積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発の成果について、全国開発を進めるための体制を活用して、「寒地土木研究所 新技術説明会」等を各地で開催するとともに、各種技術展への出展を行い、普及のための活動を積極的に実施する。</p> <p>科学技術週間(4月)、国土交通Day(7月)、土木の日(11月)等の行事の一環等により、一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施する。また、ホームページ上で一般市民向けに、研究活動・成果を分かりやすく紹介する情報発信を行う。研究開発成果については、適用の効果や普及の見通し等が高いと認められるものを、「重点的に普及を図るべき技術」として選定するとともに、知的財産権を活用する等により、効果的な普及方策を検討・整理する。それらに基づき、研究開発成果の最大化に向けて、講演・展示技術相談を行う新技術ショーケースを共同研究者の参考を得て開催するのをはじめ、普及のための活動を積極的に実施する。</p> <p>政府出資については、昨年度採択となつた1件について、研究開発成果の普及推進の観点も含めて適切に進捗管理する。</p> <p>・国土交通省社会資本整備審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」(H29.9)で、事業の各段階における地盤リスクアセスメントの技術体系の確立等が求められたことを受け、土木事業における地質・地盤リスクの取扱や対応の基本的な考え方、地質・地盤リスクマネジメントの導入及び運用方法をとりまとめたガイドラインを作成(R2.3)し、地方整備局等に通知。(P81)</p> <p>○研究開発プログラム(8)凍害・複合劣化等を受けるインフラの維持管理・更新に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ①凍害・複合劣化等の効率的点検・診断・評価手法の構築、②凍害・複合劣化等に対する信頼性の高い補修強技術の確立、③凍害・複合劣化等への耐久性の高い更新・新設技術の確立に取り組んだ。(P66-67) 耐寒促進剤を使用したコンクリートの温度特性値から温度予測手法を確立し、初冬期のPC桁橋の間詰コンクリートに対して経費節減効果のある養生方法を提案し、実施工にて有効性を確認した。(P67) 施工後間もなく表面剥離等の異常が発生した港湾護岸ブロックに対し、研究成果のスケーリング進行予測式により長期的な耐久性を確認。管理者からの相談に対して速やかに適切な調査方法を示した。(P82) <p>○長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施(P68-69)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発プログラム(6)において、連続繊維シートの表面保護工の再劣化防止に関する研究等を実施した。 研究開発プログラム(7)において、メンテナンスを考慮した発生土等の品質管理手法に関する研究等を実施した。 研究開発プログラム(8)において、AEを活用した道路付属物劣化診断に関する研究等を実施した。 	<p>・道路トンネル非常用施設設置基準の改定(H31.3)を踏まえ、その運用に不可欠な同解説(日本道路協会、R1.9)の改定にこれまでの研究成果をタイムリーに反映。(P80)</p> <p>・国土交通省社会資本整備審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」(H29.9)で、事業の各段階における地盤リスクアセスメントの技術体系の確立等が求められたことを受け、土木事業における地質・地盤リスクの取扱や対応の基本的な考え方、地質・地盤リスクマネジメントの導入及び運用方法をとりまとめたガイドラインを作成(R2.3)し、地方整備局等に通知。(P81)</p> <p>○研究開発プログラム(8)凍害・複合劣化等を受けるインフラの維持管理・更新に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ①凍害・複合劣化等の効率的点検・診断・評価手法の構築、②凍害・複合劣化等に対する信頼性の高い補修強技術の確立、③凍害・複合劣化等への耐久性の高い更新・新設技術の確立に取り組んだ。(P66-67) 耐寒促進剤を使用したコンクリートの温度特性値から温度予測手法を確立し、初冬期のPC桁橋の間詰コンクリートに対して経費節減効果のある養生方法を提案し、実施工にて有効性を確認した。(P67) 施工後間もなく表面剥離等の異常が発生した港湾護岸ブロックに対し、研究成果のスケーリング進行予測式により長期的な耐久性を確認。管理者からの相談に対して速やかに適切な調査方法を示した。(P82) <p>○長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施(P68-69)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発プログラム(6)において、連続繊維シートの表面保護工の再劣化防止に関する研究等を実施した。 研究開発プログラム(7)において、メンテナンスを考慮した発生土等の品質管理手法に関する研究等を実施した。 研究開発プログラム(8)において、AEを活用した道路付属物劣化診断に関する研究等を実施した。 	<p>(国立研究開発法人審議会の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングや観測技術の発展に伴い、蓄積されていく社会資本の情報を、現場での維持管理・施工に活用できるような研究開発を期待する。
---	---	---	--

				<p>○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A評価とされた。 ・外観変状から把握が難しい床版の土砂化に対して、電磁波レーダにより床版内部の滯水箇所を検知する手法を開発。実橋梁でその手法の検証を行い、良好な結果を得た。また、AIにより滯水箇所を判別することを試行した。今後、電磁波レーダや開削調査によるデータの蓄積と精度の向上により、劣化の早期検知が可能となり、予め対応を行うことで床版の予防保全につながり、長寿命化に貢献。 ・耐寒促進剤使用時のコンクリート温度予測手法の妥当性を実施工において検証。本手法により、初冬期の小規模コンクリート施工時の養生等の仮設備を簡素化でき、経費節減・工期短縮による効率化に貢献した。 <p>○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか</p> <p>○技術の指導(P70-75)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて 351 件の技術指導を実施した。(P57) ・令和元年台風 19 号等による大規模災害の被災地を中心に、6 件の要請に対してのべ 18 人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P70) ・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。(P72) <p>○研究成果の普及を推進しているか</p> <p>○成果の普及(P76-83)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果の普及を推進した結果、4 件の技術基準類等に研究成果が反映された。 ・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、31 編の技術報告書を発刊した。(P76) ・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文 84 件を含む 270 件の論文発表を行った。(P76) ・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計 1296 名の来場者があった。(P78) ・一般に向けた情報発信の結果、162 件のマスコミ報道があった。(P78) ・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果を北海道外へ展開するため、「寒地土木研究所 新技術説明会」を東北、北陸などの積雪寒冷地域の各都市（盛岡、山形、福井）で行った。(P78) <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <p>○研究成果の普及を推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査読付論文の発表数は 84 件であり、基準値である 80 件の約 105% を達成した。 <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の来場者数は、1296 人であり、基準値である 1240 人の約 105% を達成した。 ・一般公開開催数は、5 回であり、基準値である 5 回を達成した。
--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術による国際貢献がなされているか ・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか 	<p>○土木技術を活かした国際貢献(P84-86)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化の取り組みとして、5件の国内対応委員会等に参画した。(P84) ・海外からの5件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。(P84, 86, 91) ・JICA等からの要請により40カ国から167名の研修生を受け入れた。(P85) ・職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。(P85) <p>○他の研究機関等との連携等(P87-91)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は183者であった。(P87, 90) ・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに11件の連携協力協定を締結した。(P87) ・競争的資金による研究について、4件実施した。(P88) 	<p>○土木技術による国際貢献がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外への派遣依頼は、5件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である10件の50%であった。 ・研修受講者数は、167人であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である220人の約76%であった。 <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究参加者数は、183者であり、基準値である120者の約153%を達成した。 <p><課題と対応></p> <p>令和2年度以降も引き続き、社会資本の維持管理、長寿命化等への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。</p>
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1 (3)	持続可能で活力ある社会の実現への貢献														
関連する政策・施策	4.1. 技術研究開発を推進する					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条								
当該項目の重要度、難易度	重要度:高、優先度:高					関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	4.3.4, 4.3.5								
2. 主要な経年データ															
主な参考指標情報 太字は評価指標								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度								
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B	A	A	A			予算額（千円）	2,662,596	2,584,077	2,725,747				
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	A	S	A			決算額（千円）	2,401,682	2,413,659	2,571,508				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	S	S	A			経常費用（千円）	2,412,151	2,412,823	2,514,898				
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A	A			経常利益（千円）	▲2,062	3,068	10,562				
共同研究参加者数	20者	33	41	46	34			行政サービス実施コスト（千円）	2,412,899	2,686,182	2,649,871				
技術的支援件数	670件	661	676	1068	733			従事人員数（人）	431の内数	440の内数	442の内数				
査読付論文の発表数	70件	57	80	91	73										
講演会等の来場者数	820人	1044	974	899	866										
一般公開開催数	5回	5	5	5	5										
海外への派遣依頼	10件	5	1	10	4										
研修受講者数	10人	27	139	109	85										
研究協力協定数	—	9	2	8	11										
交流研究員受入人数	—	4	4	2	3										
競争的資金等の獲得件数	—	26	24	32	34										
災害派遣数	—	21	0	13	35										
講演会等の開催数	—	3	3	3	3										
技術展示等出展件数	—	13	16	18	17										
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491	3366										

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や未来投資戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまことにによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進める。研究開発プログラムは、別表ー1に示すものとし、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や未来投資戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力を向上させ社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術の研究開発等に取り組む。 (1) 循環型社会の形成 枯渇性資源の有効活用、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用等が課題となっていることから、これらの解決に資するため、持続可能な建設リサイクルのための社会資本の建設技術に関する研究開発、資源・エネルギーの有効利用に関する研究開発等を行いうものとする。 (2) 生物多様性・自然環境の保全 陸水域における生物多様性の損失、社会活動に重大な影響を及ぼす新たな感染症の発生や日用品由来の化学物質の生態影響等が課題となる。	土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行う。3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力を向上させ社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術の研究開発等に取り組む。 (1) 循環型社会の形成 枯渇性資源の有効活用、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用等が課題となっていることから、これらの解決に資するため、持続可能な建設リサイクルのための社会資本の建設技術に関する研究開発、資源・エネルギーの有効利用に関する研究開発等を行いうものとする。 (2) 生物多様性・自然環境の保全 陸水域における生物多様性の損失、社会活動に重大な影響を及ぼす新たな感染症の発生や日用品由来の化学物質の生態影響等が課題となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか ・成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか ・成果・取組が社会的価値の創出しに貢献するものであるか ・成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか 	<p><主要な業務実績></p> <p>○研究開発プログラム(9)持続可能な建設リサイクルのための社会インフラ建設技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①適材適所のリサイクル材等の利活用技術の構築、②リサイクル材等の環境安全性向上技術の構築に取り組んだ。(P100-101) ・コンクリート製品には、道路側溝など凍結防止剤の影響を受けるものが多く、その影響への懸念が再生骨材利用の障害となっていた。研究により、凍結防止剤散布地域でも普通コンクリートと同等とみなせる再生骨材コンクリート製品の製作方法を明らかにし、ガイドライン案をとりまとめた。(P101) <p>○成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。 <p>○成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土材料の重金属等の溶出試験として「無酸素条件下での攪拌翼を用いた溶出試験」を考案した。本試験方法は、盛土内の還元的環境を簡単に再現できるものであり、試料の細粒化を抑制した、より実現象に即した化学的な溶出の現象を実現・評価可能とした。また、ISO/TC192国内専門委員会において、汚染土壤からの重金属等の溶出挙動を把握する上方方向カラム通水試験を共同で提案し、基準原案を作成した。(P141) <p>○研究開発プログラム(10)下水道施設を核とした資源・エネルギー有効利用に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①バイオマスエネルギー生手法の開発、②下水道施設を活用したバイオマスの資源・エネルギー有効利用方法の開発に取り組んだ。(P102-103) ・自治体(千葉市)に対して、剪定枝の汚泥焼却施設補助燃料としての利用に向けた調査にタイミングに着手。また、実施設を用いた実験についても調整を行う段階に進捗するなど、当初予定よりも早いスケジュールで進捗。(P103) <p>○研究開発プログラム(11)治水と環境が両立した持続可能な河道管理技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①河川景観・生物の生育・生息場等に着目した空間管理技術の開発、②河道掘削等の人為的改変に対する植生・魚類等の応答予測技術の開発、③治水と環境の両立を図る河道掘削技術・維持管理技術の開発に取り組んだ。(P104-105) ・河道内樹木の再樹林化抑制やサケ産卵環境の保全を定量的に評価する手法を検討し、大きな河道擾乱や融雪出水による長期間の冠水が期待できる掘削高の設定や、サケの最低水位を考慮した掘削高さの設定などをを行うことによって、将来的にも良好な河川環境が維持される河道掘削断面設定手法を河川管理者に提案した。(P105) ・令和元年台風19号により甚大な被害を受けた河川(千曲川、多摩川、阿武隈川、那珂川等)に対して、過去最高となる8水系、9都府県における26河川を対象にのべ20日間にわたり多自然川づくりアドバイザーとして対応し災害復旧にあたって技術支援。(P127) ・3次元設計を可能とするRiTERの開発を通じて河川CIMやi-constructionを推進している。令和元年度は、以下の機能の開発や提案を実施。①点群データ(DEMデータ)から横断図を抽出する機能、②編集した地形をi-constructionの標準であるLandXML形式で出力する機能。③河川CIMに必要なデータの提案。(P134) ・環境DNA調査を国土交通省で実施している「水辺の国勢調査」のテーマ調査に実装できたことは、調査コストの大きかった生物調査の効率性向上の可能性を高め、生産性の向上に寄与。(P145) <p>○研究開発プログラム(12)流砂系における持続可能な土砂管理技術の開発</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:A</p> <p>土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。</p> <p>○成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤロープ式防護柵(レンディバイダー)の適用可能施設として、橋梁曲線部、コンクリート舗装、BOXカルバートへも施工可能となり、適用範囲の拡大に伴い正面衝突の危険エリアの縮小につながった。高速道路等の正面衝突事故防止という國の方針及び社会ニーズに適合。 ・直轄現場で今後導入が進むCIMデータの景観予測への活用は、景観検討作業の大幅な効率化が期待でき、国交省所管事業における景観検討の的確な実施に寄与。観光地の屋外公共空間診断マニュアルは、観光地の屋外公共空間の質的向上を実務レベルで支援し、国が進め国際競争力の高い観光地づくりへの貢献が期待される。 ・作成した魚類行動に影響する流速基準値案と評価方法案により、漁港水域が魚類等の生息空間の一部として果たす機能の評価や、水域等の有効利用を含む個別漁港の整備計画の策定への活用を通じて、国が進める河川地形編集ツールRiTERの開発を通じて、ドローンなどによる3次元データの測量結果を設計、ICT施工までつなげる開発をすることで施工の品質向上、生産性向上に貢献すると期待できる。 ・腐食の診断結果から導いた鋼矢板排水路の構造性能の低下機構が、農水省「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【鋼矢板排水路腐食対策(補修)編】」(R1.9)に掲載された。性能低下機構が広く示され、施設の健全性評価や適正な補修・改修方法の判断指標等として活用可能となった。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の課題はなし。 	

<p>なっていることから、これらを解決に資するため、治水と環境が両立した持続可能な河川管理に関する研究開発、持続可能な土砂管理技術に関する研究開発、地域の水利用と水生生態系の保全のための水質管理技術に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>(3) 地域の活力向上 人口減少・高齢化の進行による集落機能の低下、生活交通の確保等の課題が顕在化しつつあることから、日常的な生活サービスへの交通アクセスの確保のほか、定住・交流促進につながる地域の魅力向上の取組に資するため、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域的魅力と活力向上させる社会資本の活用等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>(4) 食料の供給力強化 今後想定される世界の食料需要の大規模な増加や気候変動等による供給制約リスクに対して的確に対応し、食料供給力の強化に資するため、北海道における農水産業の生産基盤整備等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>【重要度:高】 研究開発等に関する事項は、土研の最重要の課題であり、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上で課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。 ・成果の普及 研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようにして、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学会等での報告、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として情報交換、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施や人 	<p>さらに地域支援機能の強化を行い、地方公共団体等からの要請に基づき、技術者の育成を図り、地域の技術力の向上に寄与する。技術の指導を通じて得られた土木技術に関する知見をデータベースに蓄積し、活用する。また、国土交通省が進める公共交通等における新技術活用シス템に対し、制度の適切な運用や改善に向けての支援を行なうとともに、国土交通省の地方整備局等が設置する各種評議会に職員を参画させ、さらに、土研内に組織した新技術活用評議会委員会において地方整備局等から依頼される技術の成立性等の確認を行うこと等により積極的に貢献する。</p> <p>(3) 地域の活力向上 人口減少・高齢化の進行による集落機能の低下、生活交通の確保等の課題が顕在化しつつあることから、日常的な生活サービスへの交通アクセスの確保のほか、定住・交流促進につながる地域の魅力向上の取組に資するため、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域的魅力と活力向上させる社会資本の活用等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>(4) 食料の供給力強化 今後想定される世界の食料需要の大規模な増加や気候変動等による供給制約リスクに対して的確に対応し、食料供給力の強化に資するため、北海道における農水産業の生産基盤整備等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>【重要度:高】 研究開発等に関する事項は、土研の最重要の課題であり、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上で課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。 ・成果の普及 研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようにして、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学会等での報告、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として情報交換、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、研究協力の積極的な実施や人 	<p>・令和元年19号による甚大な被害を受けた河川での災害復旧に際し、水環境の保全・創造に関するこれまでの研究成果を活かし、洪水時の魚類等の避難場所の確保等、魚や鳥の生息環境に寄与するような工夫や、人の利用を考え、周辺の公共用地も含めたデザインを取り入れる等、まちづくりも含めた幅広い観点から技術的なアドバイスを行って支援した。</p> <p>・多自然川づくりについては、気候変動を踏まえた設計外力の見直しも考慮して進めるべきではないか。</p> <p>・生物多様性に関しては多方面の専門家との連携により、より一層の成果が期待できるのではないか。</p>
--	---	---

<その他事項>

(国立研究開発法人審議会の意見)

- ・3次元設計は、生産性向上のみならず、例えば景観検討などより質の高いものをつくるためにも非常に役立つこともある。
- ・多自然川づくりについては、気候変動を踏まえた設計外力の見直しも考慮して進めるべきではないか。
- ・生物多様性に関しては多方面の専門家との連携により、より一層の成果が期待できるのではないか。

<p>アジアをはじめとした世界の貢献を目指して、国際標準化はじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>・他の研究機関等との連携</p> <p>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間企業、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>的の交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間企業、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進する。また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力は、科学技術協力協定等に基づいて行うこととし、研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、フェローシップ制度等の積極的な活用等により、海外の優秀な研究者の受け入れを行ふとともに土研の職員を積極的に海外に派遣する。</p> <p>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。政府出資金を活用した委託研究については、次の公募について検討する。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の研究機関等との連携等 <p>大学、民間企業、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、国内における民間を含む外部の研究機関等との積極的な情報交流等を行い、他分野の技術的知見等も取り入れながら、研究開発プログラムの特性に応じた共同研究を実施するべく、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究参加者数の拡大を図る。なお、共同研究の実施にあたっては、実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定し、より質の高い成果を目指す。</p> <p>また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力については、相手機関との間での研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、外国人研究者招へい制度等の積極的な活用等により海外の優秀な研究者の受け入れを行ふとともに土研の職員を積極的に海外に派遣する。</p> <p>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。政府出資金を活用した委託研究については、次の公募について検討する。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所に設置された外部評価委員会において下記の点等が評価され、A 評価とされた。 ・RiTER の大幅改良により、1) 2 次元(図面)ベースであった設計作業を 3 次元化、2) 測量、設計、施工のフローを 3 次元データの一気通貫で取り扱えるようになり、生産性を大幅に改善、3) 3 次元設計による川づくりを容易にし、現場の状況をよりきめ細やかに反映した多自然川づくりに寄与。 ・凍結防止剤による早期劣化が懸念される地域では、道路側溝などのコンクリート製品に再生骨材を用いることができなかつたが、再生骨材を用いたコンクリートの耐久性を評価する簡易な試験法を開発したことで、凍結防止剤散布地域でも利用できる再生骨材コンクリートの製造条件を見出し、コンクリート製品としての有効活用が可能となった。 <p>○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的支援件数は、733 件であり、基準値である 670 件の約 109% を達成した。 <p>○研究成果の普及を推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査読付論文の発表数は、73 件であり、基準値である 70 件の約 104% を達成した。 <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の来場者数は、866 人であり、基準値である 820 人の約 106% を達成した。 ・一般公開開催数は、5 回であり、基準値である 5 回を達成した。 <p>○土木技術による国際貢献がなされているか</p>
--	---	---	---

		<p>る国際貢献がなされているか</p> <p>・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p>	<p>(P137)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの 4 件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。(P137) ・JICA 等からの要請により 19 カ国から 85 名の研修生を受け入れた。(P138) ・職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。(P138) <p>○他の研究機関等との連携等(P143-147)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は 34 者であった。(P143) ・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに 11 件の連携協力協定を締結した。(P143) ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに 15 件の競争的資金を獲得し、34 件の研究を実施した。(P144) 	<p>・海外への派遣依頼は、4 件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である 10 件の 40% であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者数は、85 人であり、基準値である 10 人の 850% を達成した。 <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究参加者数は、34 者であり、基準値である 20 者の 170% を達成した。 <p><課題と対応></p> <p>令和 2 年度以降も引き続き、持続可能で活力ある社会の実現への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。</p>	
--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																	
2	業務運営の効率化に関する事項																
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435												
2. 主要な経年データ																	
主な参考指標情報 太字は評価指標																	
	基準値等	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報								
一般管理費削減率	3%削減/年	3%削減	3%削減	3%削減	3%削減												
業務経費削減率	1%削減/年	1%削減	1%削減	1%削減	1%削減												
共同調達実施件数	10件	32件	31件	28件	28件												
入札情報配信メールの登録者数	118者	266者	350者	398者	435者												
電子決裁実施率	60%(R3年度末)	0	0	0	0												
テレビ会議回数	-	72	72	91	77												
つくば・寒地の施設相互利用回数	-	16	17	18	12												
一者応札・応募件数	-	165	139	180	194												
総合評価落札方式の試行件数	-	1	1	1	2												
参加者の有無を確認する公募手続の実施件数	-	4	8	3	3												
複数年度契約の件数	-	13	15	17	20												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進するものとする。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図るものとする。</p> <p>(1) 効率的な組織運営 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。</p> <p>(2) PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる観点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。</p> <p>(3) 業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。</p> <p>業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。 また、幅広いICT需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図るものとする。</p> <p>3. 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インター</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。</p> <p>(1) 効率的な組織運営 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。</p> <p>(2) PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる観点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。</p> <p>(3) 業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して3%を削減する。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき「令和2年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。</p> <p>随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。</p> <p>受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。</p> <p>寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行なう運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インターネット、インターネット、メール等の情報システム環境について、不正アクセス対策、情報漏洩対策などのセキュリティ対策の強化及び機能の向上を引き続き図る。</p> <p>また、インターネット及び電子メールを活用した電子決済の導入による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、外部からの安全性を確保しつつインターネットに接続可能なリモートアクセス環境により業務の利便性の向上を図る。</p> <p>さらに、つくばと札幌の間における業務運営を迅速かつ的確に実施するため、定期会議や運営会議等に際しては、テレビ会議シス</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営(P149-150) ・必要な人材の確保・育成、技術の継承について、令和元年度は研究職員10名を採用した。また、国土交通省との人事交流を計画的に行った。 ・研究開発プログラムに応じて、複数の研究グループが連携して必要な研究者を編制し、柔軟な組織運営を図った。 ・所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。</p> <p>(2) PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる観点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。</p> <p>(3) 業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して3%を削減する。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき「令和2年度国立研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。</p> <p>随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。</p> <p>受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。</p> <p>寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行なう体制を整備し、業務達成基準により収益化を行なう運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インターネット、インターネット、メール等の情報システム環境について、不正アクセス対策、情報漏洩対策などのセキュリティ対策の強化及び機能の向上を引き続き図る。</p> <p>また、インターネット及び電子メールを活用した電子決済の導入による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、外部からの安全性を確保しつつインターネットに接続可能なリモートアクセス環境により業務の利便性の向上を図る。</p> <p>さらに、つくばと札幌の間における業務運営を迅速かつ的確に実施するため、定期会議や運営会議等に際しては、テレビ会議シス</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>業務運営の効率化に関する事項について、着実な業務運営を実施したため B 評価とした。</p> <p>・一般管理費削減率については、令和元年度は3%削減/年であり、基準値3%削減/年に對して100%であった。 ・業務経費削減率については、令和元年度は1%削減/年であり、基準値1%削減/年に對して100%であった。 ・共同調達実施件数については、令和元年度は28件であり、基準値10件に対して280%を達成した。 ・入札情報配信メールの登録者数については、令和元年度は435者であり、基準値118者に対して約368%を達成した。 ・電子決裁の導入に向け、決裁文書の実態調査等を行い、システムに必要な機能要件を確定し、契約手続きを進めた。</p> <p><課題と対応> 令和2年度以降も引き続き、効率的な組織運営、PDCAサイクルの徹底、業務運営全体の効率化、業務の電子化に取り組む。</p>	<p>評定(右にS、A、B、C、Dを記入) B</p> <p><評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> ・特段の課題はなし。</p> <p><その他事項> (国立研究開発法人審議会の意見) ・電子決裁システムの導入に向けて着実な取組がなされるよう期待する。</p>		

	<p>ネット、インターネット、メール等の情報システム環境についてセキュリティ対策の強化及び機能の向上、電子決裁の導入等による所内手続きの電子化、文書のペーパレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広い ICT 需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図る。</p>	<p>テムを積極的に活用するほか、「業務効率化検討会」に職員から報告・提案のあった業務改善について、インターネット等を使い周知し、情報を全員で共有することにより、事務処理の簡素・合理化の普及・啓発を図り、業務の一層の効率的執行を促進する。</p>		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	財務内容の改善に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
運営費交付金を充當して行う事業については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 （1）予算 別表-2のとおり （2）収支計画 別表-3のとおり （3）資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に使用する。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 （1）予算 別表-2のとおり （2）収支計画 別表-3のとおり （3）資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 寒地土木研究所が統合前に目的積立金で取得し、統合後政府出資として受け入れた固定資産の減価償却に係る現預金積立額を返納する。 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実及び出資の活用を含めた成果の普及に使用する。		<主要な業務実績> 第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 ・予算をもとに計画的に執行した。(P169-172) 第4章 短期借入金の限度額 ・短期借入は行わなかった。(P173) 第7章 剰余金の使途 ・剰余金の申請は行わなかった。(P173)	<評定と根拠> 評定：B ・財務内容の改善に関する事項について、着実な業務運営を実施したためB評価とした。 <課題と対応> 令和2年度以降も引き続き、財務内容の改善に関する事項について適正に取り組む。	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) B <評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> ・特段の課題はなし。 <その他事項> (国立研究開発法人審議会の意見) ・特になし

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																	
4	その他業務運営に関する重要事項																
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435												
2. 主要な経年データ																	
主な参考指標情報 太字は評価指標																	
	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報								
コンプライアンス講習会実施回数	4回	6	6	8	8												
任期付研究員採用者数	10人	11	9	7	6												
博士号保有者数	130人	122	130	134	124												
見直し検討会議開催回数	1回	1	1	1	1												
減損の兆候調査の実施回数	1回	1	1	1	1												
知的財産実施契約率	33.2%	39.5	43.4	44.8	47.6												
施設貸出件数	60件	81	84	61	56												
ラスパイレス指数(事務・技術職員)	-	95.1	93.8	93.7	95.7												
ラスパイレス指数(研究職員)	-	90.6	90.1	89.5	90.2												
保有資産の見直し結果	-	なし	なし	なし	なし												
知的財産出願数	-	3	5	2	1												
知的財産収入	-	31603千円	42882千円	52050千円	83284千円												
知的財産権利取得数	-	5	7	10	6												
施設貸出収入	-	96079千円	78787千円	63137千円	46825千円												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>1. 内部統制に関する事項 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年1月28日付け総管査第321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図るものとする。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行ふものとする。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 理査長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 2. その他の事項 (1) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 (2) コンプライアンスに関する事項 土研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行ふものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。 (3) 情報公開・個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。 また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、土研の業務計画(年度計画等)に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。 (4) 組織・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。 また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設について土研としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。 (2) 人事に関する計画 研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を發揮できる環境を形成することを基本とした人材活用を図るために、以下のような取り組みを行う。 新規採用職員の人材確保については、国家公務員の採用に準じつつ国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式による新規卒業者等の採用や学位(博士)を有する者等の公募による経験者採用を実施する。なお、非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化に努める。その際、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。 また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。この際、国土交通省等における技術力を向上し、また適切に技術の継承を行う観点から、人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成する。 さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上により受け入れた技術者を戦略的に育成する。 若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方にについて厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行うとともに、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とする。また、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。 (3) 国立研究開発法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途 第3期中長期目標期間中からの繰越積立金は、第3期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 (4) その他 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年1月28日付け総管査第321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図る。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた必要な見直し等を行う。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。 また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 リスク管理については、業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。 コンプライアンスについては、コンプライアンスに関する規程について、コンプライアンス携帯カードの配布、コンプライアンス講習会の開催、コンプライアン</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、令和2年度中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5のとおりとする。 また、保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、56件の貸付を行い46百万円の施設貸出収入を得た。</p> <p>(2) 人事に関する計画 ・施設の整備・更新を適切に実施した。 ・保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、56件の貸付を行い46百万円の施設貸出収入を得た。</p> <p>(3) 国立研究開発法人土木研究所法第14条に規定する積立金の使途 ・任期付研究員採用者数は、6人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である10人の60%となった。 ・博士号保有者数は124人であり、人事異動等により、基準値である130人の95%となった。 ・見直し検討会議開催回数は1回であり、基準値である1回を達成した。 ・減損の兆候調査の実施回数は1回であり、基準値である1回を達成した。 ・知的財産実施契約率は47.6%であり、基準値である33.2%の約144%を達成した。 ・施設貸出件数は56件であり、基準値である60件の93%を達成した。 ・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成30年度(令和元年度新規採用予定者)から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を広げることとした。 その結果、令和元年度の応募者数は30名で内定者は12名となり平成30年度と同様の状況(応募者は33名で内定者は10名)を確保した(新たな採用方式以前である平成29年度の応募者は11名で内定者は4名)。 ・女性活躍推進行動計画については、女性採用割合は一般職0%(目標値30%)、研究職10%(目標値15%)となった。 ・ラスパイレス指数は事務・技術職員95.7、研究職員90.2であった。</p> <p>(4) その他 ○内部統制(P182) ・理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、経営会議及び幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。</p> <p>○リスク管理(P182) ・H27年度に作成した「危機管理基本マニュアル」に沿って、研究業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析・評価に基づきリスク顕在時の対策の検討を行った。</p> <p>○研究活動における不正行為の対応(P182) ・研究活動における不正行為への対応</p>	<p><主要な業務実績> (1) 施設及び設備に関する計画(P175-177) ・施設の整備・更新を適切に実施した。 ・保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、56件の貸付を行い46百万円の施設貸出収入を得た。</p> <p><評定と根拠> 評定:B ・コンプライアンス講習会実施回数は、8回であり、基準値である4回の200%を達成した。また、倫理等に係る事例について課室内・チーム内で話し合いを行うコンプライアンスマーティングを、全職員を対象として年2回実施することでコンプライアンスの更なる推進を図った。</p> <p><評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><今後の課題> ・特段の課題はなし。</p> <p><その他事項> (国立研究開発法人審議会の意見) ・博士号をもつような専門性のある人材を積極的に雇用しているのは研究所の人材確保として素晴らしい取組であり、継続していくことが重要である。 ・さらに、多様性の確保の観点から様々な専門性をもつ学生等に門戸を広げてはどうか。 ・若い人材にモデルキャリアパスの提示を検討してはどうか。</p>			

<p>ものとする。また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うものとする。</p> <p>さらに、若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方にについて厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不斷に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理について、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。</p> <p>(6) 安全管理、環境保全、災害対策に関する事項</p> <p>防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。</p>	<p>応を図る。</p> <p>コンプライアンスについては、土研におけるコンプライアンスに関する規程について、コンプライアンス講習会の開催等により職員への意識の浸透を図るとともに、意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>特に、研究不正対応は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を参考に、研究不正行為に関する所内規程の改定等の取り組みを進めてきたところであるが、この規程内容の職員への周知を図るとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、また、万が一にも研究不正が発生した場合には厳正に対応する。</p> <p>情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについては、適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行ふとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、組織・業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、セキュリティ対策水準の向上を目的とした情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ関係規程について適切な運用を行うとともに、情報システム環境について、技術的な対策の強化及び機能向上を引き続き図る。特に、情報セキュリティ教育や情報セキュリティ対策の自己点検等を通じて、情報セキュリティポリシー等の職員への周知を図るとともに、不正アクセス対策、情報漏洩対策の推進を図る。</p> <p>保有資産管理については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、見直し検討会議の開催等によって必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p> <p>業務を通じて新たに創造された知的財産の確保・管理については、知的財産委員会での審議を経て、土研として必要な権利を確実に取得できるよう措置する。保有する知的財産権については、権利維持方針に基づき、不要な権利の削減等を含めて適切に維持管理する。</p> <p>また、知的財産権活用促進事業の活用や、新技術ショーケースでの技術情報の提供等をはじめ、各権利の効果的な活用促進方策を立案して積極的に普及活動等を実施することにより、知的財産権の実施件数や実施料等の収入の確保に努める。それとともに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果を普及推進する体制について、案件が具体化された場合に備えて検討を進める。</p> <p>さらに、平成29年度に改正した職務発明規程の周知や土研の業務で生じた成果物等の取り扱いを定めた規程の検討を行う。</p> <p>安全管理、環境保全、災害対策については、防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p> <p>また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>	<p>としては、研究者全員を対象として“e-ラーニング”を受講させるとともに、英文査読付き論文、英文要旨及び和文査読付き論文を対象に盗用検知ソフトによるチェックを試行的に実施し、課題を整理した。</p> <p>○コンプライアンス(P183)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会において決定した方針に基づき、役職員に対してコンプライアンスの周知を図った。 ・倫理等に係る事例について課室内・チーム内で話し合いを行うコンプライアンスマーティングを、全職員を対象として年2回実施することでコンプライアンスの更なる推進を図った。 <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティ(P183-185)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや刊行物等により、土木研究所の研究成果や活動内容を広く周知した。 ・特定個人情報の取扱いについて、該当部署において管理体制整備等を行った。 ・最高情報セキュリティ責任者(理事長)が国立研究開発法人土木研究所情報セキュリティポリシーに基づく事務の遂行のための助言の求めに対して、専門的な知識及び経験等に基づき助言、指導を行うための、最高情報セキュリティアドバイザーを外部から登用した。 ・要保護情報の安全確保の手段として、メール誤送信対策及びメール暗号化対策を令和2年1月より運用を開始した。 <p>○保有資産管理(P185)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験施設の継続保有や整備の必要性について、見直し検討会議での検証を1回実施した。また、固定資産の減損の兆候調査を財産管理職ごとにそれぞれ1回実施した。その結果、研究所が保有し続ける必要がないものとして、国へ返納した資産は無かった。 <p>○知的財産の確保・管理(P185-187)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果のうち知的財産権として権利化する必要性や実施の見込みが高いもの等について、1件の特許出願を行うとともに、新たに6件を登録することができた。 ・知的財産権の活用を推進し、実施契約率は47.6%に進展した。 <p>○安全管理、環境保全、災害対策(P187)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策においては、地震時に備え、防災訓練で職員安否確認システム訓練、避難訓練、停電時非常電源の状況確認を行っている。 ・令和元年度は、防災訓練や北海道胆振東部地震での対応を踏まえ、防災業務計画や地震時初動マニュアルを改正した。 ・環境負荷の低減に資する物品調達等
---	---	---

				を推進している。		
--	--	--	--	----------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)